

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月27日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アントレプレナーシップ開発センター

(2) 代表者の氏名

原田 紀久子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区両替町通丸太町南入西方寺町160-2 船越メディカルビル 3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、急速に変化する情報化・国際化社会を生き抜いていける技能を持ち、経済的に自立し、新しいことにチャレンジする起業家精神（アントレプレナーシップ）あふれる若者の育成と、その育成のために必要な体制の構築のための事業を行い、これらをもって社会全体の人材育成と地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月17日

(文化市民局地域自治推進室)